

令和3年1月25日
(月曜日)

令和3年 第1回幌延町議会（臨時会）
会議録 第1日目

議 事 日 程

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| | | 開会宣告及び開議宣告 |
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 諸般の報告 |
| 4 | 議案第1号 | 令和2年度幌延町一般会計補正予算（第7号） |
| 5 | 議案第2号 | 令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号） |
| | | 閉会宣告 |

本日の会議の順序

- | | | |
|---------|--|------------|
| | | 開会宣告及び会議宣告 |
| 日 程 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| " 2 | | 会 期 の 決 定 |
| " 3 | | 諸 般 の 報 告 |
| " 4 | | 議 案 第 1 号 |
| " 5 | | 議 案 第 2 号 |
| | | 閉 会 宣 告 |

出席議員（8名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	齋 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆
	6 番	吉 原 哲 男
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長	野々村 仁
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩
総 務 財 政 課 長	藤 井 和 之
住 民 生 活 課 長	早 坂 敦
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	角 山 隆 一
産 業 振 興 課 長	山 本 基 継
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

総務グループ主幹	伊藤 崇
財政グループ主幹	古草 勝
総務係長	渡邊 智民
教育次長	伊藤 一男
国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩川 実樹)
国民健康保険診療所事務次長	若本 聡
農業委員会事務局長	(山本 基継)
選挙管理委員会事務局長	(藤井 和之)
事務局長	藤田 秀紀
主事	満保 希来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回幌延町議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において7番 西澤裕之君、1番 高橋秀明君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1月25日、1日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算 第7号」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第1号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算 第7号」の提案理由を説明申し上げます。

この度の補正予算につきましては、新型コロナウイルスのワクチンが各自治体へ発送される準備が進められていることに伴い、ワクチン接種に関する補正予算と、国民健康保険診療所特別会計への繰出金、並びに9月補正で議決をいただいております、公共施設へのWi-Fi設備整備について現地調査を実施したところ、アクセスポイントの増加が必要となったことによる経費増など、新型コロナウイルス感染症対策経費のほか、議場の音響設備の老朽化に伴い、音響全体の機能低下がみられることから設備の更新などが主な予算計上の内容となっております。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,8

47万7千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を54億5,573万1千円としております。

第2項、第1表歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

はじめに歳入ですが、9款地方交付税で588万2千円の増、13款国庫支出金で182万1千円の増、18款繰越金で1,077万4千円の増です。

次に、3ページの歳出ですが、1款議会費で1,396万7千円の増、2款総務費で30万5千円の増、3款民生費で89万5千円の増、4款衛生費で216万1千円の増、9款消防費で114万9千円の増で、歳入、歳出ともに合計1,847万7千円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順で主な内容について説明いたします。

8ページをお開きください。

1款1項1目議会費ですが、庁舎建設当時から使用しております、議場内の放送設備は、ご承知のとおり、議場内の音響等を制御し、円滑な議会運営を図っているもので、会議録を作成するための録音機能も備えている設備となっております。

これらは操作盤で発言者などを選択し、議場内で聞きやすくしているものですが、最近、ハウリング等が発生するなど、音声を含む制御機能が著しく低下しており、修理を検討しておりましたが、古い設備のため、部品調達ができず、マイクや制御設備などを更新せざるを得ない状況と、議会における会議録作成が必要なことから早急な機器整備が必要となったことにより、議場音響システム改修事業として、1,396万7千円の新規計上です。

2款1項1目総務費の情報化関連対策費ですが、新型コロナウイルス感染症については、十分な対応を図っているにもかかわらず、いつどこで発生するか予測できない状況であることから、仮に役場職員が発生した場合、役場を閉鎖することの危機管理として対策が必要であり、町民及び役場利用者に対し、行政サービスを低下することなく、現在使用しているシステムを活用し、幌延地区では、幌延生涯学習センターで、問寒別地区では消防の分遣所で、住民票や保険受給者証の発行など、窓口での手続きが可能となるよう、ネットワークのシステム設定改修費用として30万5千円の新規計上です。

3款1項1目社会福祉総務費では、国保診療所の救急専用玄関の改修に係る工事実施設計業務費用に対する繰り出し金で89万5千円の増です。

4款1項2目予防費では、新型コロナウイルスのワクチンが国から各自治体へ発送される準備が進められていることに伴い、ワクチン接種に関する費用で、クーポンの発行費用として消耗品費、役務費で33万9千円の増、ワクチン接種は国保診療所で実施することとなりますが、その接種費用を委託料として支払うため182万2千円の新規計上、併せて216万1千円の増です。

次のページをお開きください。

9款1項2目防災費では、9月補正で議決をいただきました、公共施設の避難所における情報取得手段の対策である、Wi-Fi環境の整備費用について5施設11アクセスポイントで計上しておりましたが、電波等の現地調査を実施したところ、アクセスポイントの設置場所における電気設備の問題や、建物の構造から電波の伝達が思ったよりも効率が悪いことが発

見されるなど、アクセスポイントを6カ所増加する必要があることから114万9千円の増です。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

9款1項1目地方交付税では、財源調整として588万2千円の増、13款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として182万1千円の新規計上、18款繰越金は、平成31年度決算剰余金から繰越明許費分を差し引いた繰越金が9,186万7千円で確定していることから、現行予算との差額1,077万4千円の増です。

以上、議案第1号についての提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入・歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、歳入・歳出、一括の質疑を行います。

5番 無量谷 隆君

6ページというか7ページというか、コロナワクチンの絡みであれですけど、今、問寒別の生涯学習センターには、入り口にはセンサーが付いていて、モニターができるようになってるんですけども、役場庁舎にも、他の町村で、庁舎がコロナに汚染されるっていう部分もあります。そういう中で、幌延町も対策として、庁舎の入り口にセンサーを設置するための対策経費がこれの中に入ってるのか、入ってないのかお伺いします。

共に、あとワクチンが、冷凍施設がなかったら、なかなか保存が出来ないっていう感じで、普通の冷凍庫に更に強烈的な冷凍庫が必要だということで、これらに対策としてこの中に入っているのか、入ってないのか、お伺いいたします。

総務財政課長 藤井和之君

問寒別生涯学習センター、出張所なんですけど、そこと総合体育館。その入り口にはサーマルカメラというものを整備してます。

幌延町役場もしくは幌延の生涯学習センターについては、併用で1台既に購入しております、それをどちらにつけるということではなくて、1台しかないものですから、その催事大きな人数の出入りがという場面が出てきた場合、それを簡単に設置できるので、それらを設置して使おうとしております。

ですので、常設ということではちょっと今のところ1台しかないもので、両施設とも常設することは不可能なので、催事等があった場合を想定しているということで、御理解いただければと思います。

また、生涯学習センターについては、おかげさまというか、不特定多数というわけではなくて、放課後児童クラブ、いわゆる定期的に使われる方、不特定多数ではなくて、定期的に使われる方が想定されているということ、図書館もそうなんですけど、じゃあ役場はということになると役場に設置すると生涯学習センターにも設置出来ないことになるので、こちらの

ほうも警戒ステージの移り変わり、もしくは不特定多数が出入りするような催事会議等があった場合、そういったときには設置しようというふうに考えておりますので、既に1台は導入済みでございます。ただ、専用としては、今のところちょっと考えておりません。

保健福祉課長 村上 貴紀 君

ただいま御質問のあった冷凍庫の関係ですけれども、各自治体のほうに対しましては、ディープフリーザー、超低温の冷凍庫。こちらにつきましては全て国が調達して、それぞれの自治体のほうに設置をするというようなことになっておりまして、幌延町に関しましては、マイナス75度のディープフリーザーが1台、マイナス20度のディープフリーザーが1台、計2台の設置が想定されておりますが、まずは、ワクチンのほうがファイザー社のワクチンが、先に国のほうで調達の準備が進んでいるということで、マイナス75度のディープフリーザーが3月末までを目途に、幌延町のほうに届くというような今、準備が進められているということでもあります。

また、マイナス20度のディープフリーザーのほうにつきましては、まだ国のほうでの調達の見込みが立っていないということで、町のほうに届く時期につきましては、まだこちらのほうに連絡等は来ておりませんが、まずはマイナス75度のフリーザーが幌延町に来て、そちらの設置につきましては、うちの国保診療所に設置をし、保管をするというような準備をただいま診療所のほうと調整をし、進めているところでございます。

5 番 無量谷 隆 君

総務財政課長が言われたように、ある程度1台買ってあるってということなんですけれども、庁舎が1番、職員あるいは他の出入りが激しいんでないのかなという感じがするんですけども、それらの一括した職員の管理も必要でないのかなという感じはしております。そういう中で有効に出来ればもう一台あれば最高かなって感じはするんですけども、その辺の調達は、あり得ないのかな。

総務財政課長 藤井 和之 君

ちょっと先ほど説明に漏れたんですけども、当時サーマルカメラについては、9月補正で議決をいただきまして、予算化をさせていただきまして、導入しました。そのときに6台を購入しております。

場所については各学校3校の学校と先ほどの問寒別の出張所、生涯学習センター、それと総合体育館、それと役場もしくは生涯学習センター、並びに、例えば、こども園で何か使う場面が出てきたときとかってというような流動的な要素で1台確保しているということでございます。

1台当たりの経費については90万ぐらいだとたしか記憶しておりますけれども、その当時、サーマルカメラの導入については、実は業者さんの部品、機器の調達等もの課題も実は当時ありまして、その中で選択という意味では6台を購入させていただいたということでございます。

常設がいいのか、それとも常設したものを、逆に行事があったときに移動して使うほうがいいのかってなると、多分常設したほうがいいのかもかもしれませんので、その辺はまた検討させていただきます。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号「令和2年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算 第4号」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩川実樹君

議案第2号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算 第4号」についての提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策としての診療所施設一部改修設計に係る歳出とワクチン接種に係る歳入を調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3億6,677万2千円にしようとするものであります。

また、第2項の歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目診療所費の診療所感染防止緊急対策事業は、新型コロナウイルス等の感染症対策のうち、特に院内感染を防ぐことや救急患者受入れ動線の簡素化を目的として、一般患者と救急及び発熱患者の入り口、動線を分離するための施設改修工事を令和3年度に行えるよう実施設計するもので、委託料で271万7千円を新規計上しようとするものです。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

5款1項1目の診療受託収入につきましては、年度内に行われる新型コロナウイルスワクチン接種に係る受託収入で、ワクチン接種の実施主体である市町村、幌延町との委託契約に基づき接種を実施する医療機関である幌延町国保診療所に支払われる委託料分を診療受託料として182万2千円増額補正するものです。

3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、この度の補正の調整により、89万5千円を増額補正しようとするものです。

以上、議案第2号の提案理由とさせていただきます。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入・歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入・歳出、一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

3 番 斎 賀 弘 孝 君

6ページの診療所の受託収入についてお尋ねします。

182万2千円は、幌延町が診療所に委託してワクチンの接種をしてもらうんですけど、この数字は、幌延町の総人口の数字がここに委託されて、この金額が出てきたのか、まず、お伺いしたいと思います。

いつかの時点の人口がここに出てるかと思うんですけども、接種時期まだ不明だという先ほど総務財政課長のお話でしたけども、その時期になったときに、幌延町に滞在して住所があるというか、仕事に来て、一時的に幌延町に滞在している人、また、何らかの目的で幌延に滞在している人たちが自分の町に帰るよりも、ここでやってるんなら、今、町民の人と一緒に受けたいという方も一緒に受けれるように、クーポン配布して、ワクチン接種するのをお伺いしたいのが、まず1点であります。

2点目に、町が診療所に委託するんですから、今、報道機関でも問題になっているワクチン接種をして、副作用で障害が起きてしまった場合、また、本人の体調が思わしくなった場合は、接種された本人が、この診療所に、こういう状況だと説明して、対応を取ってもらうのか、それとも委託をした幌延町に、接種した人がちょっとおかしいということを相談して、それを診療所または幌延町がしかるべき関係機関と連絡調整を取りながら、安心して、その後の生活もできるようにするのか、お伺いしたいと思います。

それから3点目に、幌延町の場合のワクチン接種の順番というものが、もし既に決まっているのであれば、どのように診療所に、こういう順番で打ってほしいというふうに、お願いしていくのか。お伺いをしたいと思います。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩 川 実 樹 君

1点目の数字の根拠ですけども、とりあえず、今年度中にワクチンの接種が予定されている方ということで、医療従事者等々、高齢者向けの優先接種を一応想定しておりまして、これが1回の接種は2,070円なんですけども、これの800回分ということで、それに消費税かけて182万1,600円ということになっております。

医療従事者等というのは、誰が対象になるのかといいますと、これは診療所ですとか、薬局ですとか、歯科診療所ですとか、救急隊員。これが対象になりますし、高齢者につきましては、65歳以上の高齢者の方で、ワクチン接種2回やらなきゃならないんですけども、3月中ですと、多分1回分だろうなということで、この医療従事者等と高齢者の方の1回分、

これを想定しております。

次に2点目の副作用等の質問ですけれども、接種した後、30分ぐらい、接種会場で待機していただいて、様子を見させていただくんですけれども、そこで何もなくて、家帰って、ちょっと具合悪くなったとかっていうことになれば、診療所のほうへ電話でも結構ですし、相談していただければなというふうに、症状に応じて対応するというようなことになろうかと思っております。

3点目につきましては、保健福祉課長のほうから答弁させていただきます。

保健福祉課長 村上 貴紀 君

幌延町での接種順位の御質問ですけれども、まず、国が想定している接種順位ということでいきますと、医療従事者向けの優先接種ということで、報道等でもなされていますとおり、2月中から始まるということでございますけれども、その医療従事者向けの優先接種に先立ち、先行接種という形で、健康状況調査も含めて、1カ月程度の状況調査がされる医療従事者、こちらについては幌延町のほうとしては想定はしておりません。

ですので、医療従事者向けの優先接種につきましては、3月中に優先接種が行われ、更に引き続き、高齢者向けの優先接種が3月中に実施される見込みということで、国の想定どおりの接種できる形での今準備を進めているところでございます。

また、一般の接種につきましては、4月以降ということで、国のほうでも言われておりますけれども、そちらにつきましては、国の想定どおり、疾病等、持病等を持っておられる方を優先的にまずは行って、それ以降には、16歳以上の一般という形での情報ですので、そのとおり接種を進めるための準備をしておりますが、診療所のほうでの体制等での1日当たりの接種人数ですとか、1週間当たり1カ月当たりの接種人数につきましても、ワクチンの量等々との調整もありますし、一般診療と併せての接種業務という形に診療所は、なろうかと思っておりますので、そちらにつきましては、ワクチンのロスが、できるだけ出ないような形で実施できるようにということで、今現在、診療所の田川所長を含め、調整しているところでございますので、詳しいスケジュールにつきましては、まだ決定出来ていない状況ではありますけれども、決定次第、住民の方につきましては、周知等早いうちにしていきたいというふうに思っております。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

今のをちょっと聞いてお尋ねします。

接種をする場所は、診療所というお話だったんですけれども、問寒別も含まれて2カ所になるのかどうかお尋ねしたいのと。

それと、医療従事者ということで、ござくら荘で勤務されてる方とか、また歯科の先生たちはどういうふうになるのかお伺いしたいと思います。

3点目としてお伺いしたいのは、65歳以上の高齢者ということで、これは希望者だけなのか、または全員打たないといけなくなるのかを、これちょっと改めてお伺いしたいと思います。

仮に、希望者だけでいいよということで打ってない人と、打った人がいた場合、今後、幌延町主催の行事に、この時に予防接種を受けていない、言葉悪いですけれども、65歳以上の

方で、予防接種を受けていない方を町主催の行事に、参加はちょっと考えてくださいというようなニュアンスの情報発信をしていくのか、皆が受けていけばいいけども、受けてる人と受けない人が、また密接した会場に集まって、いろんなことを考えてしまうわけですけども、そこら辺はどういうふうに考えているのかをお伺いしたいと思います。

保健福祉課長 村上 貴紀 君

すいません。先ほどの質問で答弁漏れがありましたので、先に答弁させていただきたいと思います。

住所地の御質問ですけども、基本的には、クーポン発行につきましては、住民票登録地の自治体市町村からクーポンが発行されるという形になります。ですので、工事等で住民票が幌延町になく、他市町村に住民票があつて、滞在場所が幌延町という形の方につきましては、幌延町からクーポン発行ではなく、住所地からの発行がされます。

ただ、接種につきましては、基本的には、住所地市町村で接種をということで、今、国は想定されておりまして、ただ、例外としましては、長期入院ですとか、施設入所、こういう場合についての例外で、住所が幌延町であっても、例えば札幌の病院だとか旭川の病院、都市部の病院に長期入院されている方については、そちらの現在の滞在地で接種が可能と、施設入所も同じく可能というような形での制度と、今現在なっておりますので、工事関係者等につきましても、基本的には、住所地でという形で、今現在の制度としてはなっているということでございます。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩川 実樹 君

問寒別地区での接種会場なんですけども、例年、インフルエンザの予防接種と同様に、生涯学習センターを今のところ想定しておりますけども、今後ですね、ちょっとまだ詰めなきやならないところがあるので、正式に決まりましたら、また、お知らせしたいなというふうに考えてございます。

2点目のござくら荘等の従事者の接種ですけども、これは高齢者施設等従事者ということで、国が示している優先順位でいきますと、医療従事者、高齢者、その次に基礎疾患を有する者、それと同じぐらいのレベルで高齢者施設等への従事者への接種というふうになってございます。3番目というふうな形になります。歯科診療所の医師につきましては、これは医療従事者等に含まれるということでございます。

あと、65歳以上への接種なんですけども、これはあくまでも強制ではなくて、希望者ということで、実施主体である市町村としては、これは強制することが出来ませんので、まして接種していない人を行事から除くというようなことは、当然ちょっとやってはいけないんじゃないのかなというふうに考えてございます。

議長 高橋 秀之 君

よろしいですか。

(斎賀議員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和3年第1回幌延町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

(10時33分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 7 番 西澤裕之

署名議員 1 番 高橋秀明

以上、記録する。

主 事 満保希来